

決算書 注意してください!!

評議員会までに修正を...

(1) 国庫補助金の積立を忘れないで!

施設整備の補助金をもらった場合は必ず国庫補助金等特別積立金を積み立てます。
園舎建替え、新設等の補助金、馬主協会、日本財団などの公益法人、さらには共同募金配分金も指定寄付以外は、国庫補助金扱いになりました。

【仕訳】

預金	—施設整備補助金収入	2,000万
国庫補助金等特別積立金積立	—国庫補助金等特別積立金 (重要)	2,000万

【特別収益の部】 事業活動収支計算書

収入の部	施設整備収益	2,000万
支出の部	国庫補助金等特別積立金積立	2,000万
(ここで収支が相殺されます)		
(社会福祉法人会計独特のものなので、よく忘れられるパターンの一つです)		

(3) 資金収支計算書と事業活動計算書の不一致

【資金収支計算書】

賞与支出	1,200万
積立資産支出	2,400万

【事業活動計算書】

賞与	600万
積立金積立額	2,000万

(賞与)
【資金収支計算書】は賞与支給額1,200万円が今期の支出、
【事業活動計算書】は、賞与引当金から600万円、今期の支出として600万円という考えです。

(積立金)
【資金収支計算書】は、積立金の2,000万円以外に、退職給付引当資産支出400万円が含まれています。
【事業活動計算書】は、人件費や施設整備などの積立金の積立が2,000万円

(2) 賞与引当金の功罪

施設充実残額計算上は、賞与引当金計上をすすめられますが、資金が苦しい場合は逆のマイナス効果になってしまう場合があります。

【貸借対照表】 (賞与引当金を800万円引き当てると)

負債の部	賞与引当金	0	負債の部	賞与引当金	600万
純資産の部	次期繰越活動収益差額	400万	純資産の部	次期繰越活動収益差額	-200万

次期繰越活動収益差額とは企業では経常利益とあたるもので、その資金を引当金に計上すると減少します。
充実残額計算は、「積立金」と「次期繰越活動収益差額(経常利益)」の合算が活用財産、つまり「もうけたもの」になるわけですが、赤字になると積立金の禁止などを打ち出すローカルルールがあるので要注意です。

(4) 利用者等外利用料収入と支出

本来、職員の給食費収入は消費税対象経費なので、平成27年度より新科目が設定されました。それに対応して、「原則的には同額」を利用者等外利用料支出を計上します。収入だけ計上して、支出を未計上にするということは、消費税の関係上はよろしくないと言えます。

消費税とは、
仕入れるときに消費税も払っている (仮払消費税)
売上げのときに消費税をもらっている (仮受消費税)

原則的には、
仮受消費税 - 仮払消費税 を申告して支払います。

売上げだけ上げるということは、消費税が相殺できません。
法人全体で1,000万円を超える消費税対象法人になりますので要注意です。

利用者等外給食費収入	200万
利用者等外給食費支出	200万

【仕訳】
利用者給食費支出 - 給食費支出
(事業費の給食費は、こどもたちの給食原価です!)

(5) 内部取引について相殺されているか

学童などの公益事業の場合の事業間繰入収支、本部及び施設間同士の資金のやりとりは拠点区分間収支ですが、法人内訳書(2様式、3様式)で内部取引相殺を確認してください。
会計ソフトによっては、自動的に処理がされない場合もあり、印刷物で確認が必要です。

内部取引	拠点間繰入収入	400万
	拠点間繰入支出	400万
	当期末収支差額	0

流動負債	1年以内返済予定設備資金借入金	200万
固定負債	設備資金借入金	1,800万

決算期に、固定負債から流動負債への仕訳で移行してください。

【仕訳】
設備資金借入金 - 1年以内返済予定設備資金借入金 200万

(6) ワンイヤールールを忘れないで